

「手話に関する施策の推進に関する法律」と東京2025デフリンピック

手話に関する施策の推進に関する法律

「手話に関する施策の推進に関する法律」が、令和7年6月25日に公布され、同日施行されました。この法律では、手話を使用する方にとって日常生活や社会生活を営む上で、言語その他の重要な意思疎通のための手段であるとしています。この法をめぐっては、2006年に国連障害者権利条約に手話は言語であると定義され、2011年障害者基本法に手話が言語であると明記されました。これに続いて、初めてとなる手話言語条例が2013年に鳥取県で制定され、現在では約600自治体で条例が成立しています。そのような中、手話施策推進法は議員立法として成立しました。手話に関する施策を総合的に推進するにあたり、次の三つの基本理念が定められています。

- 1 手話の習得及び使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにすること
- 2 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化(手話及び手話による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的な所産をいう。)の保存、継承及び発展が図られるようにすること
- 3 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めること

東京2025デフリンピック

この法律が施行された我が国で、11月15日から26日までの12日間「東京2025デフリンピック」が開催されます。デフリンピックとは、「デフ」+「オリンピック」で、デフ(Deaf)とは、英語で「耳がきこえない」という意味です。デフリンピックは国際的な「きこえない・きこえにくい人のためのオリンピック」です。聴覚に障がいのあるアスリートが世界の舞台で技と情熱を競い合う国際的なスポーツ大会です。

聴覚に障がいのある人も、音の有無にかかわらず、己の力で高い競技力を発揮できることを示す場として長い歴史を重ねてきました。第1回の大会は、1924年に、フランスのパリで開催されました。我が国では初めての開催です。東京大会は第1回大会から数えて、100周年の記念となる大会になります。オリンピックと同様、4年に1度、夏と冬にそれぞれ開かれます。ルールはオリンピックとほぼ同じですが、聴覚に障がいのある人のために様々な工夫がなされています。

この大会での各競技の熱量と選手たちの人間力は、観る人の心を揺さぶり、誰もが「自分の力で未来を切り拓いていこうとする」勇気を与えてくれます。デフリンピックを理解することは、きこえ方の違いを理由に人を分け隔てるのではなく、それを多様性ととらえる視点を育てます。また全ての市民の皆様が、情報を受け取りやすく、意思決定に参加しやすい環境づくりにつながるもので、デフリンピックは、「誰もが尊厳を持って参加し、才能を開花させ、互いに支え合う社会」の理想を私たちの暮らしの中に引き寄せる鏡です。私たち一人ひとりが、正しい情報を理解しようとする姿勢と、常に相手の立場を尊重する姿勢を持つことが、誰もが活躍できる社会を作る第一歩といえるでしょう。



TOKYO 2025 DEAFOLYMPICS

庄内公民館だより

〒799-1313 西条市旦之上甲292-1

TEL・FAX : (0898) 66-1023

E-mail : shonai-k@saijo-city.jo

★ カラー版は、西条市役所ホームページのトップページ中段右側「ページID検索」に [0102255] と入力するとご覧いただけます。

2025 12 Vol.379

庄内地区人口【10月末現在】(先月比)
 男 性 762人 +1人
 女 性 933人 +7人
 合 計 1,695人 +8人
 世帯数 842戸 +9戸

庄内ふれあい文化祭



庄内ふれあい文化祭



作品展示
(生花・書道・絵画・
工芸ほか)



10月26日(日)

小雨にも負けず、庄内ふれあい文化祭が
庄内公民館で開催されました。公民館にたく
さんの声がこだまする1日でした。

ご協力くださった皆様、来てくださった皆様、
ありがとうございました。

庄内放課後子ども教室

～ボッチャ編～

10月29日(水)
庄内児童クラブの
ホールにて、「ボッ
チャ」を行いました。

初めて体験する
「ボッチャ」もルールを
覚えたら、児童たちは
白熱した勝負を繰り
広げました。



庄内放課後子ども教室

12月の子ども教室はクリスマスのお菓子づくり
をします！

日 時：12月25日(木) 13:30～

場 所：庄内公民館

材料費：100円
(給食袋を持って来てください)

◎申し込みをされた児童のみなさん、教室を欠
席する場合は、必ず公民館(☎66-1023)へご
連絡をお願いします。

12月の主な行事予定

日	曜	行 事
6	土	休館日
7	日	休館日
11	木	教養講座(スマート教室)10:00～
13	土	休館日
14	日	休館日
17	水	古紙の収集日
20	土	休館日
21	日	休館日 庄内公民館大掃除/避難訓練
24	水	資源ゴミ(びん、ペットボトル、スプレー缶、 カセット式ガスボンベ)の収集日
25	木	放課後子ども教室13:30～

12月27日(土)から1月4日(日)まで年末年始
休館日となります。

【12月の休館日】

6、7、13、14、20、21、27、28、29
30、31

【12月の資源ゴミ収集日】

★ 古 紙

17日(第3水曜日)

★ びん、ペットボトル、スプレー缶、カセット式ガスボンベ

24日(第4水曜日)

※ 朝8時までにお出しください。

12月移動図書館

カワセミ号

★ 庄内公民館

12日 3日(水) 10:30～11:00

12日 17日(水) 10:30～11:00

西条市立西条図書館(移動図書館カワセミ号)

住 所 〒793-0030 西条市大町1590

開館時間 9:30～20:30

電話番号 0897-56-2668

令和8年西条市二十歳の集い(旧成人式)
について(お知らせ)

令和8年西条市二十歳の集いが下記のとおり開催され
ます。地域別の2会場開催となりますのでご注意ください。
(記)

1. 日 時 令和8年1月11日(日)

く 受 付 > 14時00分～

く 式 典 > 14時30分～

2. 場 所 丹原文化会館

(西条市丹原町田野上方2131番地1)

3. 対象者 平成17年4月2日～

平成18年4月1日生まれの方

◎市内に住民票がある方には12月中旬に案内状を送付
します。

◎進学・就職等で市内に住民票がない方も西条市の二
十歳の集いに出席できますので、希望される方は以下
にご連絡ください。

4. 問合せ・ 西条市教育委員会事務局

連絡先 社会教育課 社会教育係

☎0897-52-1254(係直通)

『庄内公民館大掃除』

日 時：12月21日(日) 午前9時～

場 所：庄内公民館

持参物：ぞうきん・手袋(必要な方)

『庄内公民館避難訓練』

今回は、西消防署の方にお話しをしていただく
予定です。

日 時：12月21日(日) 午前9時30分～

場 所：庄内公民館

◎公民館利用サークル、団体、協力委員会
の方々のご参加・ご協力をよろしくお願ひいたし
ます。

12月・1月のごみ収集日

12月31日、1月1日・2日・3日は年末年始の
ためごみ収集はお休みです。
次回の収集日にお出しください。